

び あ 株式会社

定 款

2023年6月17日改定

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ぴあ株式会社と称し、英文ではP I A CORPORATION と表記する。

(企業理念)

第2条 当社は、企業理念「ひとりひとりが生き生きと」の実現を目指し、事業を継続するための利益を求める（経済性）とともに、あり得べき社会の姿の追求（趣旨性）の両立を図りながら「社会からの授かりもの」という感謝の気持ちを忘れることなく、エンタテインメントを通じて常に新たな価値を創出し続け、多くの人々を元気づけ、心を癒す「感動のライフライン」の構築を目指す企業活動が続ける。

- 2 当社に集う個性豊かで多様な人々が、遊び、学び、仕事を一体に捉え、生き生きと成長を感じながら、お客様に感動を届ける商品・サービスを開発しうる働き方と組織運営の革新に常に取り組む。
- 3 当社の経営においては、全てのぴあ人がオーナーシップ（経営者意識）を持って経営に参画し、次世代に継承できるよう努める。
- 4 当社は、事業を継続的に運営していくうえで、社会的に必要な企業統治のルール等を遵守し、「オープン」、「フェア」で、「アカウンタブル」な企業経営を徹底する。そして、お客様、取引先様、従業員、地域社会、株主という全てのステークホルダーから信頼を勝ち得ていきたいと考える。
- 5 当社は、企業理念の実現を果たすべく 100 年企業を目指す。同時に、全世界で取り組むべきサステナビリティを巡る諸課題（環境問題やSDGs等）にも、事業や企業の社会的活動を通じて積極的に取り組む。

(目 的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 書籍・雑誌その他印刷物および電子出版物の企画及び販売
2. 映画・コンサート・演劇・スポーツ・イベント等の各種催物チケットの販売並びにこれに関する情報の提供及び仲介
3. インターネット、デジタル衛星放送、その他通信・放送システム等を利用した情報提供及び上記2にかかる予約・代金決済サービス
4. 映画・ビデオ・コンパクトディスク等の原盤企画、製作、販売、レンタ

ル

5. 各種イベントの企画運営及び興行
6. 映画館・劇場・多目的ホール・競技場等の経営及び運営代行並びにそのコンサルティング業務
7. ミュージシャン・タレント・プロスポーツ選手等の各種会員制ファンクラブの運営および代行
8. スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 18 条及びスポーツ振興投票との実施等に関する法律施行規則第 11 条に規定する業務の受託
9. 著作権・著作隣接権・特許権・実用新案権・意匠権・商標権の取得、売買、管理、賃貸借及び仲介業
10. 音楽著作権の管理及び音楽著作物の利用の開発
11. キャラクターの企画、開発、販売
12. コンピューター及び周辺機器のソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売
13. インターネットの接続代行業
14. 電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
15. 結婚に関する総合コンサルティング業務
16. 広告宣伝に関する企画・製作及び広告代理店業務
17. 旅行業法に基づく旅行業
18. 労働者派遣事業
19. 衣料品・娯楽用品・スポーツ用品・玩具・日用雑貨・文具・事務用品等の製造・販売及び食料品・酒類の販売
20. 飲食店の経営
21. 一般市場調査並びに受託調査・研究・コンサルティング業務
22. 人材育成のための教育事業
23. クレジットカード等各種信用預託カードの取扱いに関する業務
24. 損害保険の代理及び生命保険の募集に関する業務
25. 信用保証業務、割賦債権買取、集金代行業務
26. 古物営業法に基づく古物商
27. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 4 条 当会社は、本店を 東京都渋谷区 に置く。

(機 関)

第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第6条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞にて行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は 5,800 万株とし、このうち各種の株式の発行可能総数は、次のとおりとする。

普通株式	5,800万株
A種優先株式	300万株
B種優先株式	300万株
C種優先株式	300万株
D種優先株式	300万株

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使に関しては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 2 章の 2 優先株式

(優先配当金)

第 11 条の 2 当会社は、第 38 条第 1 項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という。）または優先株式の登録質権者（以下、「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式 1 株につき、その払込金額に年 10% を乗じた額を限度として各種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金（以下、「優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

2 各事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払った優先配当金及び中間配当金の総額が優先配当金の額に達しない場合の、不足額（以下、「未払優先配当金」という。）の翌事業年度以降への累積については、各種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める。

3 当会社は、優先株主または優先登録株式質権者に対し、優先配当金を超えて配当しない。

(優先中間配当金)

第 11 条の 3 当会社は、第 39 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立

ち、優先株式1株につき、その払込金額に年5%を乗じた額を限度として各種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金（以下、「優先中間配当金」という。）の配当を行う。

（残余財産の分配）

第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき、その払込金額相当額（または、各種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定めるところにより、その払込金額相当額に累積未払優先配当金額を加えた額）の金銭を支払う。

2 当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。

（優先株式の議決権）

第11条の5 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有さない。

（優先株式の取得請求権）

第11条の6 A種優先株主は、当社に対して、A種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める期日または期間内において、A種優先株式1株当たり当該取締役会決議で定める額（または、当該取締役会決議で定めるところにより、かかる額に累積未払優先配当金額を加えた金額）の金銭と引換えに、自己の保有するA種優先株式の全部または一部を取得するよう請求することができる。

2(1) C種優先株主は、当社に対して、C種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める期日または期間内において、C種優先株式1株当たり当該取締役会決議で定める額の金銭（または、当該取締役会決議で定めるところにより、かかる額に累積未払優先配当金額を加えた金額）と引換えに、自己の保有するC種優先株式の全部または一部を取得するよう請求することができる。

(2) C種優先株主は、当社に対して、C種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める期日または期間内において、C種優先株式1株当たり当該取締役会決議で定める算定方法により算出される数の当社の普通株式と引換えに、自己の保有するC種優先株式の全部または一部を

取得するよう請求することができる。

(優先株式の取得条項)

第 11 条の 7 当社は、各種優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める期日または期間内において、当該優先株式 1 株当たり当該取締役会決議で定める額の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。

2 当社は、C 種および D 種優先株式について、当該優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める期日または期間内において、当該優先株式 1 株当たり当該取締役会決議で定める算定方法により算出される数の当社の普通株式の交付と引換えに、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。

3 当社が前 2 項の取得を行う場合において、当該優先株式の一部の取得をするときは、その一部の優先株式は按分比例または抽選により定める。

(株式の併合、分割または募集株式の割当てを受ける権利等)

第 11 条の 8 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割を行わない。

2 当社は、優先株主には募集株式、募集新株予約権または募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(除斥期間)

第 11 条の 9 第 40 条の規定は、優先配当金および優先中間配当金についてこれを準用する。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに、随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部については、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面を省略することができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当社の取締役は、14 名以内とする。

(取締役の選任等)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
- 4 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の責任免除)

- 第22条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 27 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当会社は、剰余金の配当等会社法 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に特段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には、利息をつけない。

第 8 章 当会社株式の大量取得行為に関する対応策

(当会社株式の大量取得行為に関する対応策)

第 41 条 当会社株式の大量取得行為に関する対応策の導入、発動および廃止は、取締役会の決議、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 当会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当会社が資金調達、業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに株式の発行、自己株式の処分もしくは無償株式割当てまたは新株予約権の発行もしくは新株予約権無償割当て（以下、「株式の発行等」という。）を行うことにより当会社に対す

る買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。

- (2) 導入とは、当会社株式の大量取得行為に関する対応策としての株式の発行等の決議を行うなど当会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。
- (3) 発動とは、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。
- (4) 廃止とは、当会社株式の大量取得行為に関する対応策として発行された株式または新株予約権を消却する等導入された当会社株式の大量取得行為に関する対応策を取り止めることをいう。

改定履歴

1976（昭和 51）年 2 月 1 日変更
1977（昭和 52）年 6 月 25 日変更
1978（昭和 53）年 5 月 20 日変更
1980（昭和 55）年 5 月 25 日変更
1983（昭和 58）年 7 月 30 日変更
1984（昭和 59）年 8 月 11 日変更
1984（昭和 59）年 9 月 14 日変更
1989（平成元）年 6 月 30 日変更
1994（平成 6）年 6 月 27 日変更
2000（平成 12）年 6 月 27 日変更
2001（平成 13）年 6 月 28 日変更
2002（平成 14）年 6 月 26 日変更
2003（平成 15）年 6 月 26 日変更
2004（平成 16）年 6 月 26 日変更
2005（平成 17）年 6 月 25 日変更
2006（平成 18）年 6 月 24 日変更
2007（平成 19）年 6 月 23 日変更
2008（平成 20）年 6 月 21 日変更
2009（平成 21）年 6 月 20 日変更
2011（平成 23）年 6 月 25 日変更

2012（平成 24）年 6 月 23 日変更

2017（平成 29）年 6 月 17 日変更

2018（平成 30）年 6 月 16 日変更

2019（令和元）年 6 月 15 日変更

2022（令和 4）年 6 月 18 日変更

2023（令和 5）年 6 月 17 日変更